**（２）-１審査票(含む記入要領)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 最終判定権者 | 輸出管理統括部門長 | 起票部門長 | 起票部門担当者 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

１．輸出・技術提供案件の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 件名　　 |  |
| 仕向地（国名） |  |
| 貨物・技術名　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（金額）：　　　　　　　　 |
| 該非判定（１～１５項） | <貨物>　輸出令別１:　　項　　号　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義　　　（貨物等省令：　　条　　項　　号）<技術>　外為令別表:　　項　　号　□該当　□非該当　□対象外　□不明･疑義　　　（貨物等省令：　　条　　項　　号） |
| 契約先 | 名称（英字） | （新規・継続・軍関連） |
| 所在地 |  |
| 需要者 | 名称（英字） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（新規・継続・軍関連） |
| 所在地 |  |
| 用途 | 内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□大量破壊兵器関連　□軍事関連　□その他資料:　□有　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□無 |
| 用途・需要者チェック | 1. 用途要件に「はい」が一つでもあるか　　　　　　□はい・□いいえ
2. 需要者要件に「はい」が一つでもあるか　　　　　□はい・□いいえ

③外国ユーザーリストに掲載されているか　　　　　□はい・□いいえ |
| 　上記②又は③が「はい」の場合、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④明らかｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝｼｰﾄに「いいえ」が一つでもあるか □はい・□いいえ　 |
| ⑤上記①～④の確認に不明点又は疑義があるか　　　□はい・□いいえ |
| 経済産業大臣からの通知 | 経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□はい・□いいえ |
| 取引経路(国名・企業名） | 　　　　　　――＞　　　　　　　　――＞ |
| 契約予定年月 | 年　　月 | 輸出等予定年月 | 年　　月 |
| ２．総合取引判定結果　(判定年月日：　　　　年　　月　　日） |
| 取引審査判定 | □承認する□条件付き承認 | 　□対象外　□非該当　□許可例外　□包括許可（含む返送輸出等の許可）□個別許可 |
| * 経済産業省へ届出／報告／相談
* 承認しない
 |
| 取引承認条件 |  |
| 上記判定理由 |  |

**「審査票」の記入要領**

 １．輸出案件の概要：

営業部門等が必要項目を記入し、輸出管理統括部門等に取引審査の申請を行う。

**（１）件名：**

取引に関するシステム名称又はプロジェクト名称等を記入する。　なお、製品等以外のものにあっては、輸出等するものの内容を具体的かつ簡潔に記入する

包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②、同Ⅱ４（２）②に規定する｢返送に係る輸出｣等に該当する場合は、同Ⅱ４（１）②イからハ、同Ⅱ４（２）②イからニのいずれに該当するか明記し、同（別表３）（３）、（別表４）（３）に掲げる資料を必ず添付する。

　(記載例) ４（１）②イに該当：返送貨物イ、

４（２）②ロに該当：返送技術ロ。

**（２）仕向地(国名)：**

輸出貨物の最終陸揚港の属する地域(国)・技術提供先を記入する。　ただし、当該国以外で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記入し、消費国と加工国が異なる場合は、消費国を記入する。

**（３）貨物・技術名：**

用途・機能がわかる構成上代表的な対象製品・技術名を記入する。

少額特例の適用対象になるか否かを判断するため、金額を記入するが、サンプルなど無償貨物の場合は、評価金額を記入する。

**（４）該非判定：**

営業部門等が確認した該非判定結果を記入する。　その製品･技術がリスト規制貨物等該当の場合には、輸出令別表第1項番又は外為令別表項番と貨物等省令番号を必ず記入する。

判定依頼中又は、仕様が定まらず判定が未だ出来ない場合には、｢不明・疑義｣にチェックを入れる。貨物等の返送のために特別一般包括許可を使用する場合に対象貨物等が輸出令別表第１、外為令別表の２から１５までのいずれの項に該当するか否かが、必ずしも明らかでない場合についても、「不明・疑義」の欄にチェックを入れる。

**（５）契約先：**

契約の相手方、発注者等注文書を当社に対し発行する者の名称(英文名)及び所在地を記入する。　併せてその者が新規取引顧客なのか、継続的に取引する顧客かの区分を明記する。

「非居住者から強い影響を受けている居住者（特定類型）」への技術の提供においては、

特定類型に該当する居住者の氏名及び住所を省略せずに記入すると共に、特定類型①から③のいずれに該当するか記入する。

**（６）需要者：**

当社製品等を消費する者、又は当社製品等を他の製品に組み込んだり加工を加えたりして自社製品にする者を記入する。　単に当社製品等の販売を目的とする者は需要者には当たらない。

契約先と同様、新規取引顧客か、継続顧客かの区分を明記する。

また、需要者が｢軍関連｣（「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」をいう。）である場合、特別一般包括許可を使用し輸出令別表第３の地域以外に輸出等する場合は経済産業大臣への事前の届出が必要となることから、｢軍関連｣の区分に該当することを明記する。

「非居住者から強い影響を受けている居住者（特定類型）」への技術の提供においては、特定類型に該当する居住者に強い影響を与えている外国法人等又は外国政府等について、名称及び所在地を省略せずに記入する。

貨物の需要者又は技術を利用する者以外の者から需要者の確認に必要な情報を入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、需要者の確認を行う。

**（７）用途：**

対象製品等の用途をできるだけ具体的に記入する。　用途には、当社が提供する製品・技術が消費される形態の他、需要者の側で他の製品に組込んだり、加工したりする場合の形態も含める。

用途確認の結果、核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある又はその疑いがある場合は、｢大量破壊兵器関連｣にチェックを入れ、その他軍事用途、通常兵器の開発等に用いられる又はその疑いがある場合には、「軍事関連」にチェックを入れる。

特に｢大量破壊兵器関連｣あるいは「軍事関連」にチェックを入れた場合は、その判断根拠となる資料を必ず添付すること。

貨物の需要者又は技術を利用する者以外の者から用途の確認に必要な情報を入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、用途の確認を行う。

**（８）用途・需要者チェック：**

①　「用途要件」のチェックでは、契約書又は入手した文書・記録媒体あるいは輸入者等からの連絡により、核兵器等の開発等又は、核兵器等開発等省令の別表に用いられることとなる旨知った場合、又は輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器の開発等に用いられることとなる旨知った場合、「はい」にチェックを入れる。（例示資料(2)-2 用途チェックリスト参照）

②　｢需要者要件｣のチェックでは、契約書又は入手した文書・記録媒体あるいは輸入者等からの連絡により、需要者が、核兵器等の開発等を行うあるいは行った場合、「はい」にチェックを入れる。（例示資料(2)-3 需要者チェックリスト参照）

③　経済産業省の発行する｢外国ユーザーリスト｣に掲載されている場合に、「はい」にチェックを入れる。

④　｢需要者要件｣又は｢外国ユーザーリスト｣のチェックで「はい」の場合、｢明らかガイドラインシート｣（例示資料（４）参照）をチェックして、１つでも「いいえ」がある場合「はい」にチェックを入れる。

　　　｢明らかガイドラインシート｣チェック項目のNo.①～⑱のすべてのチェック項目を知り得る範囲内で「はい、いいえ、－」のいずれかに○を記入する。　なお、取引の形態等から見て、問いが当てはまらない場合は、「－」に○をつける。

⑤　上記①から④までのチェックで不明点又は疑義がある場合には「はい」にチェックを入れる。　特に②又は③が「はい」で、④の項目で「いいえ」が一つでもある場合には、キャッチオール規制に基づく許可申請が必要となるので、輸出管理統括部門の審査、承認が必要となる。

**（９）経済産業大臣からの通知：**

経済産業大臣から大量破壊兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるとして通知があった場合（いわゆるインフォーム要件）、又はその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして通知があった場合に「はい」にチェックを入れる。

**（１０）取引経路：**

基本的には、取引経路に仲介者、輸出者、輸入者等が存在する場合、判明している者すべての国名・企業名を記入する。ストック販売など需要者が確定していない場合は、判明している範囲を記入する。これらの者についても需要者等の確認を行う。

**（１１）契約予定年月：**

本案件に関する契約予定年月を記入する。

**（１２）輸出等予定年月：**

本案件に関する貨物の船積又は技術の提供予定年月を記入する。

２．総合取引判定結果：

**（１）取引審査判定：**

①　総合審査の結果、｢承認する｣又は｢条件付き承認｣の場合、貨物・技術の該非判定結果が該当であれば、使用する許可の区分（｢包括許可｣か｢個別許可｣か）若しくは｢許可例外｣の適用があるかを明確にする。

また、貨物等の返送のために特別一般包括許可を使用する場合には、「包括許可（含む返送輸出等の許可）」の欄にチェックを入れる。

②　総合審査の結果、法令上、経済省への届出若しくは相談が求められている場合、又は判定に際し疑義がある取引で経済省への相談が必要であると認められる場合、「経済産業省へ届出／報告／相談」にチェックする。

※リスト規制貨物・技術の取引審査においては、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成２４年４月２日付け輸出注意事項24第18号）に基づき、同輸出注意事項の「Ⅰ．許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項」に記載の①～⑲の調査事項の確認結果を踏まえること。

**（２）取引承認条件：**

総合審査の結果、承認に条件をつける場合にはその内容を具体的に記入する。

例えば、需要者等から不正輸出、不正転売及び不正転用防止のための確認書又は誓約書の取得を義務付けるといったことが挙げられる。

**（３）上記判定理由：**

取引審査判定の根拠を明確かつ具体的に記入する。貨物等の返送のために特別一般包括許可を使用する場合には、包括許可取扱要領Ⅱ４（１）②イからハ、同Ⅱ４（２）②イからニのいずれに該当する輸出等か否か判定し明記すること。